

21世紀を地方自治の時代に

通巻653 2017. 9 付録

東海版 NO.391号 2017. 8. 10

東海自治体問題研究所

# 住民と自治

発行 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F  
TEL03-3235-5941 (代)・FAX03-3235-5933  
発行人 福島 譲 編集人 谷口郁子

〒462-0845 名古屋市北区柳原3-7-8  
TEL・FAX 052-916-2540  
<http://www.tokaijitiken.web.fc2.com/index.html>  
E-mail:tjmken@f6.dion.ne.jp  
理事長 市橋 克哉 (名古屋大学教授)  
編集責任 長谷川洋二 (事務局長)



撮影 菅谷秀昭 (JRP三重支部)

### 忘れられた墓標・夏

名古屋市千種区 平和公園内

青々とした夏草が茂る中で、朽ちて幾つにも割れた墓標。痛ましい限りです。先の大戦で空襲され炎に焼かれたため脆くなっているそうです。近くの木ではクマ蟬の鳴き声が煩いくらいしています。

### 9月号の内容

愛知県の医療機器産業 (牧野幸雄) .....	2P
第43回東海自治体学校特集PART3(講座・分科会) .....	7P
東海ローカルネットワーク.....	13P
研究会報告.....	15P
行事案内.....	18P

# 愛知県の医療機器産業

牧野幸雄（元大阪府職員）

## はじめに

なぜ医療機器産業をとりあげるか？自治体の経済振興施策の主要なものの一つとして、「医療機器産業の振興」あるいは「健康・医療産業の振興」という形で、医療機器産業の振興を掲げる自治体が多くみられる。愛知県においても、その産業政策の中で医療機器産業に重要な位置づけを与えている。すなわち、『あいち産業労働ビジョン2016-2020』（2015年12月愛知県策定）の「施策の柱3 次世代産業の育成・強化」として4項目を掲げているが、その一項目として、「健康長寿産業の振興」をあげ、そのなかで福祉、介護機器とともに医療機器の振興を謳っている。

このように重要視されている医療機器産業だが、現状はどうなっているのだろうか。県の政策は効果を発揮しているのだろうか。これらに関し私がみる限りでは、現状を調べた文献なり調査レポートといったものは見当たらない。

そこで、私なりに愛知県における医療機器産業の現状を中心に調べ、できうる限り課題分析にも踏み込んでみた。本稿は、現時点でそれらを取りまとめたものである。

（なお、本稿は、さる6月3日の都市再生プラン研究会で報告し、その際いただいた質問や意見を踏まえ内容を補充している。ここに記して感謝の意を表する。）

## 1 医療機器の定義、範囲

最初に、医療機器の定義および範囲について述べておきたい。

医療機器に関する法規制は、「医薬品医療機器等法」（旧薬事法）に定められているが、それによると、医療機器の定義は「人若しく

は動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）」とされている。（下線部—牧野）少しわかりやすく言うと、医療機器は大きくは、診断用と治療用に分けることができる。診断用とは、例えばMRI、CT、心電図、血圧計、体温計のように体外から身体内部の様子を探るためのものであり、他方、治療用とは、放射線治療に使われるリニアック（放射線照射装置）、手術支援用ロボット、心臓ペースメーカー、内視鏡、カテーテル、メス、ピンセットといった直接身体内部への治療や身体機能維持のために用いられるものである。

ところで、産業統計のもととなる「日本標準産業分類」には、「医療機器」として一つにまとめた項目はない。このため、工業統計等を用いて分析を行うときには、医療機器に該当する細分類項目を集めて集計を行うことになる（文末の注参照）。

## 2 医療機器産業の特性

次に、医療機器産業の特性を述べる。

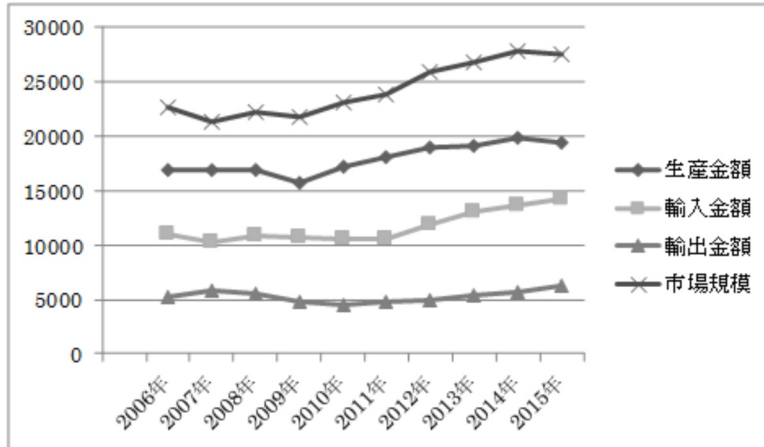
医療機器産業は多品種少量生産という特性をもつことから、中小企業に向けた業種といわれる。また、わが国の場合、輸入品の占める割合が高い状態が続いており、治療用の機器は圧倒的に海外企業が優位を占めている。

医療機器は他の商品とちがい人体を対象に機能するため、厳しい規制が課せられており、製造、製造販売には「医薬品医療機器等法」の規制により、その身体へのリスクに応じて許可、承認、届出が必要とされている。

ただ、完成品でなく、部品、部材の提供に

**図表1 医療機器生産額等推移**

(単位：億円)

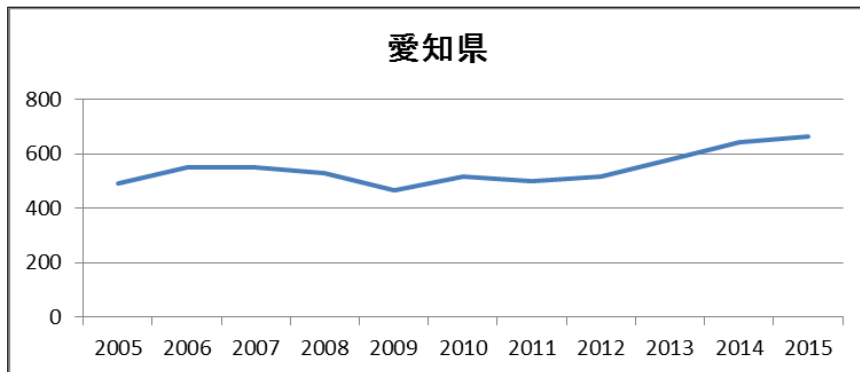


注：厚生労働省「薬事工業生産動態統計」から作成。

日本国内の市場規模は、「生産金額-輸出金額」+「輸入金額」で計算。

**図表2 愛知県の医療機器の生産額**

(単位：億円)



注：薬事工業生産動態統計から作成

とどまる場合はこれらの許可等は不要であり、製造物責任法（いわゆるPL法）も適用外とされている。

このほかの医療機器の特性として、製品販売先である医療現場との連携が必要である。いかに優れた機能をもつ医療機器を開発したとしても、医療現場で使われなければ意味がない。また、開発のアイデアそのものも、医療現場との接触から始まることが多い。開発後の改善改良も医療現場との継続的な関係が必要とされる。

### 3 日本の医療機器産業の現状

以上のような特性をもった医療機器産業の現状はどうなっているであろうか。

まず、日本全体の状況を見、そのあと愛知県の状況を見ることにしたい。

**図表1**で確認できるように、日本における医療機器の市場規模は拡大傾向にある。

生産額と輸出額は2008年のリーマンショック後少し落ち込んだが、2010年以降、上昇傾向にある。医療機器はもともと輸入超過であったが、近年、輸出の伸びより輸入の伸びがさらに大きくなり、輸入超過が拡大している。

### 4 愛知県の医療機器産業の現状

次に、愛知県の状況のみる。

#### ①愛知県の医療機器の生産額

愛知県の生産額も全国状況と同様に2009年にリーマンショックの影響を受けて一時的に

落ち込みをしめしたが、その後、順調に生産額を伸ばしている。(図表2)

これをみると、愛知県の医療機器生産額は、2015年で663億円。全国の3.4%を占めている。

また、都道府県別の全国順位をみると、この10年間に12位から9位へと上昇してきている。(図表3)

## ②事業所数と従業者数

次に、愛知県の「医療機器産業」の事業所数と従業者数であるが、工業統計(従業者4人以上の事業所)によると、2014年の事業所数は76、従業者数は2,966人となっている。

### (図表4)

近年、事業所数は減少傾向にあるものの、従業者数は増加をみている。産業細分類でみると、データは省略するが「歯科用機械器具」と「医療用計測器」が、事業所数、従業者数

図表3 都道府県別の医療機器生産額順位

(単位：百万円)

順位	2005	2007	2009	2011	2013	2015
	(H17)	(H19)	(H21)	(H23)	(H25)	(H27)
①	栃木県	栃木県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県
	207,411	233,984	195,553	344,864	373,890	369,970
②	静岡県	静岡県	栃木県	栃木県	栃木県	栃木県
	154,741	187,714	158,354	164,655	189,486	201,278
③	東京都	東京都	東京都	東京都	福島県	茨城県
	152,787	155,130	132,337	114,422	124,471	120,214
④	大分県	大分県	大分県	大分県	埼玉県	埼玉県
	103,642	109,489	123,961	112,083	110,368	115,902
⑤	千葉県	埼玉県	千葉県	福島県	東京都	東京都
	92,614	93,826	93,154	97,639	105,655	113,623
⑥	埼玉県	千葉県	茨城県	茨城県	茨城県	千葉県
	83,260	89,869	85,226	92,633	97,860	92,215
⑦	滋賀県	茨城県	埼玉県	千葉県	大分県	大分県
	72,738	77,040	83,483	90,865	96,434	91,051
⑧	福島県	福島県	福島県	埼玉県	千葉県	福島県
	61,045	68,811	80,128	84,958	91,754	77,567
⑨	茨城県	京都府	山梨県	山梨県	<b>愛知県</b>	<b>愛知県</b>
	59,171	58,843	75,249	63,216	<b>57,765</b>	<b>66,286</b>
⑩	京都府	山梨県	滋賀県	滋賀県	山梨県	兵庫県
	50,059	57,255	49,182	57,973	55,225	60,789
⑪	山梨県	<b>愛知県</b>	<b>愛知県</b>	兵庫県	兵庫県	大阪府
	56,758	<b>55,189</b>	<b>46,600</b>	57,388	53,137	59,479
⑫	<b>愛知県</b>	神奈川県	京都府	<b>愛知県</b>	青森県	山梨県
	<b>49,270</b>	54,048	45,904	<b>50,173</b>	44,406	52,651

注：薬事工業生産動態統計から作成

図表4 愛知県の医療機器事業所数等の推移

	事業所数	従業者数	出荷額等	付加価値額
2010年	83	2,831人	375億6,278万円	165億2,567万円
2012年	81	2,637人	421億7,243万円	228億5,911万円
2014年	76	2,966人	586億2,199万円	350億6,890万円

注：工業統計各年版から作成

においてともに減少している。ただ、これは全国的な傾向と同じである。他の「医療用機械器具」や「医療用品製造業」などは、事業所数は横ばいで推移し、従業者数は増加している。

### ③ 出荷額と付加価値額

次に、出荷額と付加価値額をみておくと、2014年の出荷額は586億円に、付加価値額は351億円へと増加してきている。(図表4)

医療機器のうち、どの細目分野が増大に寄与しているか工業統計の細分類でみると、「医療用機械器具製造業」と「医療用品製造業」の増加が大きいことがわかる。(図表5、6)

以上をまとめると、愛知県の医療機器の事業所数は減少傾向だが、従業者数、出荷額、付加価値額は増加傾向にあるといえる。

## 4 医療機器産業の課題

以上のように、愛知県の医療機器産業は近年ある程度の伸びを示している。

医療機器に対する市場は高齢化により今後とも拡大する見込みであり、アジア等の海外需要も拡大が見込まれている。順調に拡大すれば地域経済にも貢献しそうである。

しかし、医療機器産業は、愛知県に限らず全国共通の課題として、国際競争力の問題を抱えている。

すなわち、医療機器のなかでも、主として治療用機器の製品において外国製優位の現状がみられ、これが入超拡大の大きな要因となっている。

また、医療機器産業というのは、その扱う製品が人の命と健康に係わるものでありその意味では中小企業にとって開発と参入が困難な分野である。そこで、製造物責任が問われる場合に備えて、PL保険(生産物賠償責任保険)に入っておくことが考えられるが、商工会議所で扱うPL保険は、支払限度額が少ない。例えば、名古屋商工会議所の場合は3億円が限度となっている。もし医療機器を原因とする損害が多数の人に発生した場合、この額では対応することができないであろう。とくに手術に用いるような侵襲的な治療用器具の場合、その被害額は高額なものとなる。

以上をまとめると、国際競争力とPL法リスクという二つの課題の解決が求められているといえる。

それでも医療機器産業の伸長は、地域経済との関係で、一定の意義をもつ。産業連関表でみると、ある程度の生産誘発効果や雇用誘発効果を期待できることがわかる。

今、産業連関表で、生産誘発効果を示す逆行行列係数をみると、「医療用機械器具」は2.07であり、製造業全体平均の1.65を上回っている(2011年産業連関表逆行行列係数表)。雇用誘発係数は0.08(2005年産業連関表から筆者試算)で輸送機械0.05を上回っている。

このように生産誘発や雇用誘発といった地域経済効果はみられるのであるが、そもそも愛知県の「医療機器」生産額の絶対額は大きくない。したがって、これらの係数をもって成長を牽引する産業とまではいうことはでき

図表5 愛知県の「医療用機械器具製造業」

	事業所数	従業者数 (人)	出荷額等 (億円)	付加価値額 (億円)
2010年	24	688	174	80
2012年	25	741	240	153
2014年	24	831	276	245

図表6 愛知県の「医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む)」

	事業所数	従業者数 (人)	出荷額等 (億円)	付加価値額 (億円)
2010年	23	1,233	72	47
2012年	21	496	55	33
2014年	23	1,286	92	62

注：図表5、6とも「工業統計細分類 都道府県」各年版から作成

ない。念のため付加価値額についても確認しておくとして、愛知県の製造業の付加価値額に占める医療機器の割合はわずか0.2%に過ぎない。(愛知県の製造業付加価値額は12兆8646億円、2014年工業統計)

なぜ、絶対額が小さいのか。その要因の一つは、医療機器では愛知県に本社を有する大手企業が存在しないということが考えられる。業界の大手企業の本社所在地をみると、キャノン(東芝メディカルを買収)、オリンパス、日立製作所、テルモ、富士フィルム、GEヘルスケアジャパンは東京であり、島津製作所は京都。ニプロは大阪、カネカは大阪・東京両本社制、シスメックスは神戸である。このように愛知に本拠を置く大手の医療機器企業は存在しないのである。

では、本社はないとしても大手企業の投資先として愛知県は考えられないのか。今、大手企業は国内外の投資先候補地としてどのようなところを考えているか、山口県に投資をしたテルモの例が参考になる。(雑誌『産業立地』2014年5月号対談記事でのテルモ山口(株)小熊社長の発言)

「汎用性が高く世界中で大量に使われるものについては、日本で開発を行い、安定生産できる製造技術が確立したらどんどんアジアへ移す」

「商品の内容によっては日本にとどめる場合もある。先端的な製品はノウハウの塊なので、重要なノウハウが海外に流出してしまうのを防ぐため、量産も日本で行う。」

「(山口に)決めるまでに、数十か所の候補地を挙げて検討した。」

「地震や津波の危険性や原発からの距離、電力事情、水、交通アクセス、人材など、さまざまな点を調べた。」

「山口県の候補地については、地震が非常に少なく、標高は40m以上あり津波の危険は低い。・・・土地の広さや価格も条件に合っていた。」

以上のように述べているのをみると、愛知県に大手企業の工場誘致というのは、難しそ

うである。

## 5 まとめ

最後に現時点でのまとめを述べたい。

「医療機器産業」は国内外で市場が拡大している。愛知県の「医療機器産業」は事業所数は減少しているものの、従業者数、出荷額、付加価値額においては増加をみている。今後も市場の拡大に伴い、地域経済へのある程度の波及効果は期待できよう。しかし、愛知県の「医療機器産業」の生産額そのものはそれほど大きいものではない。ということを見れば成長産業という程までの期待はできないであろう。むしろ今後も伸びの期待のできる中小企業という位置づけのもと、中小企業振興の一環として、さまざまな支援策を講じてはどうか。人材育成、新商品の開発、販路開拓支援、資金融資といった一般的施策に加え、医療の分野に特有の支援策として、医療現場とのつなぎ役の充実強化やPL法適用が除外される部材・部品供給企業を増やすといったことを地道に続けることが考えられる。

### (注) 医療機器産業の事業所数等に用いた産業細分類項目

1992	医療・衛生用ゴム製品製造業
2741	医療用機械器具製造業
2742	歯科用機械器具製造業
2743	医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む)
2744	歯科材料製造業
2961	X線装置製造業
2962	医療用電子応用装置製造業
2973	医療用計測器製造業

### 参考文献・資料一覧

- ・愛知県『あいち産業労働ビジョン2016-2020』(2015年12月策定)
- ・厚労省『医療機器産業ビジョン2013』(2015年6月策定)
- ・産業立地2014年5月号「特集 医療・医薬関連産業」
- ・共立総研 市来 圭、「ヘルスケア産業への挑戦—東海地域のものづくり中小企業にとっての新規分野」OKB総研『REPORT』2013 vol.149 (2017.5.31ネット閲覧)

## PART2



第43回東海自治体学校を5月21日(日)名古屋大学経済学部カンファレンスホールで開催しました。前回・前々回に続いて東海自治体学校特集PART3をお送りします。

## ■ 第43回東海自治体学校：講座・分科会

### 講座 2

#### 新「総合事業」の問題と 今後の介護保険制度改定

講師 村瀬 博氏  
(三重短期大学)

年金者組合、自治体労働者、議員など参加者は19人。社会保険制度の切りすてが進む中、介護保険制度がどのような状況になっているのか、どのような運動が必要か、初心者でも分かるように話していただいた。

本来の介護保険制度の目的とは…要介護状態となっても、①尊厳が保持される、②自立した日常生活に必要なサービスを給付する…介護を社会的に行う「介護の社会化」をめざした。

では、介護保険の現状は、というと、①重い家族の介護負担…介護離職(年間10万人)介護心中、介護殺人 ②介護費用の経済的負担の増加…介護貧乏(下流老人)介護破産 ③特養ホームの待機者増…要介護3でないと入れなくなって、減った(36.6万人)ように統計では出るが…介護難民 ④人材不足、人材確保が困難に…介護崩壊(特養ホームを作っても開設できない、半分しか使っていないなど)の状況となっていて、この4つの問題点(柱)を改善しないと良くならない!

とりわけ、税と社会保障の一体改革2012年

(H24)6月以降の社会保障制度改革で、社会保障を「家族」など「助け合い」に置き換えきている。憲法25条「国の責任で社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図る」に反する。川上から川下へが進んでいる。川上「医療」の追い出し。地域医療構想では、全国で20万床のベッドをなくす。

すでに、すでに①要支援1、2の訪問介護(ヘルパー)と通所介護(デイサービス)を介護保険給付から外し、地域支援事業に。②H27年4月～ 特別養護老人ホームへの入所は、原則「要介護3」以上に限る。③H27年8月～ 所得によって介護保険の利用料を2割。④H27年8月～ 低所得者でも預貯金等があれば、施設の居住費・食費を補足給付しない。といった「改革」(改悪)が行われている。

介護保険の生みの親・堤修三氏も、「国家的詐欺」と言う状況。その要因は、「税による福祉制度」でなく「社会保険制度」を採用したこと。保険料滞納で、制度から外される。健康保険のように誰もが利用機会があるのではなく、掛け捨てになる人が多い。それでも、比較的軽い「要支援」から保険給付があり、「保険料」負担を良しとしてきた。

現段階では、要支援1、2の訪問介護、通所介護を介護保険から外し、市町村の地域支援事業(新総合事業)に移した。市町村は総合事業費に「上限額」を設定され、コスト削減を迫られている。そのため、自治体では、桑名市の「地域生活応援会議」のように、サー

ビスを利用しようとする方に介護保険を卒業という名で、介護保険からの追い出しが進められている。介護保険から締め出され、10割支払ってサービス事業所に参加している例も報告され、権力者による弱い者いじめがあぶり出されました。

現国会審議中の法案では、夫婦で年収463万円以上で、利用者負担3割をはじめ、サービスを受けにくくする仕組みばかりとなっています。憲法25条による生存権保障は、国の責務であり、「所得再分配」機能の発揮が必要である。これ以上の利用者の犠牲と負担をやめさせ、税の応能負担、社会保障による「再分配機能」を国に求める運動が重要だという理解が広がりました。

## 分科会 1

### 公共交通と交通権

助言者 森田 優巳 氏  
(桜花学園大学)

#### 1.. 助言者等の問題提起(概要)

交通政策基本法は「交通に対する基本的な需要を充足されることが重要」として交通権を保障するものではない。交通権を権利として保障することは、居住地域に関わらず住民への交通保障が求められ、国・地方自治体の責務の遂行を問われることになる。そのことから交通権の考えは否定されてきたが最近はその考えも浸透してきている。

交通弱者は、社会的活動が困難になって初めて自分が交通弱者だと気づく。交通弱者が社会的活動から排除されない、すべての人に交通権が定着することが交通政策基本法の本質である。

#### 2.. 分科会等での発言

・コンパクトシティー化と交通権の関連について。

・周辺地域へも交通があるべき。どこに住んでいてもすべての人が便利になる。

・憲法が認める権利のどの部分が優先されるべきか。生存権と財産権がぶつかった場合にどちらが優先されるべきか、根拠がない。

・日進市は路線が変わった。料金が100円から200円に値上げされた。反対意見を出しても、市は「値上げは地域公共交通会議で決定され、合意を求めるものではない」と門前払い。そのような決定で良いのか。

・法的には問題ないが、会議構成メンバーの人选、会議の決定方法など、会議の使われ方に問題がある。

・日進市では一部路線がぐるりんバスから名鉄バスに換わり料金が高くなった。経済的に使いづらくなったと報告があった。名鉄バスへの変更は委託経費を縮小させるため。

・日進市は地域公共交通網形成計画には運賃は入れない。名鉄になったことは画期的といっている。

・持続可能とは、持続可能なバス路線か、持続可能な公共交通か、持続可能な地域社会か。

・愛知県は「地域交通は県のやることではなく市町村だ。やるのは住民だ」との態度。三重県や奈良県・富山県は（愛知とは条件が違うが）積極的にかかわっている。愛知県の公共交通ビジョンはリニア関連や中部国際空港関連に重点が置かれ、地域交通は下の方。リニアや中部国際だけ積極的で県内の地域交通が不便だとストロー現象で東京へ流出してしまいかねない。

・地域公共交通会議の構成メンバーが公共交通を利用していない。これで地域公共交通のことが分かるのか。

・車を否定するのではなく、車を使えなくなってくる人のことを考えなければならない。

#### 3. 分科会等での議論の概要

・交通権の概念がなぜ広がらないか、現在では徐々に広がつつあり、今後も広がる可能性あり。

・コンパクトシティーと地域交通、交通権  
・県内各地域の地域交通・地域公共交通会議



について情報交換

#### 4. 分科会等での議論

・交通権の概念は徐々にではあるが住民の中に広がりつつある。

・各地の地域公共交通会議を検証するとともに、住民の意見が地域公共交通会議に反映され、交通整備に生かされるよう各地域の取り組みが重要。

・地域公共交通に関わる者は、生存権・居住地選択の権利・社会的活動の権利と交通権の関係について、地域ごと事例ごとに情報交換し整理して考え行動する必要がある。

・地域から課題や解決法を考える必要がある。国だけでなく地域の役割もある。

#### 5. 反省

・今回は地域の実態報告までできず、具体的事例の中で深い議論を深めることができなかった。

・議論が自家用車利用者の高齢化など車利用者も含めた交通のあり方までは及ばなかった。

#### 6. まとめ

##### (1) 地域公共交通会議に関して

「すべての人にやさしい交通のあり方を考えよう」をテーマに地域公共交通と交通権について参加者からの情報や意見を交えて考えた。参加者の発言をまとめると、地域公共交通会議（以下、会議）に住民の意見が反映されにくくなっている傾向がみられる。住民公募の委員がいても、公募委員は会議の他の委員（交通事業者・行政の担当者・学識経験者など）と比較して、知識も経験も及ばず押し切られてしまう。会議の決定事項を議会などで検証できない。行政に要望しても会議の決定事項だからと受け付けてもらえない。会議の位置づけが捻じ曲げられて解釈していること、会議でどこまで決められるのかなど、地域によっては会議の使われ方に疑問を感じるがあった。

##### (2) 地域公共交通網形成計画に関して

地域公共交通網形成計画（以下、網計画）の策定にあたっては目的によって大きく違うものになってしまう。つまり、持続可能な交

通網を目指すのか、持続可能な地域を目指すのかで計画が大きく変わってくる。交通弱者への配慮のしかたも違ってくる。網計画に地域住民の実態に合った交通権が保障あるいは尊重されているかどうか、検証しなければならない。

##### (3) 交通権に関して

交通権は、国・地方自治体から見ると行政の不作为が問われ、集約型都市・地域づくりの障害となるなど、権利として認めがたいものである。現状では、交通権は未だその理念が生存権や居住権ほどには住民に明確に認識されていない。ただ、近年は交通権の考え方が自治体や住民に浸透しつつある。

##### (4) 最後に

地域交通を守り充実させてゆくには、国や地方自治体の責務はあるが、結局のところ地域の役割も大きい。街づくり・地域づくりを考え実行すると同時に、地域交通の課題や解決方法も地域から考え実行する必要がある。

## 分科会 2

### 住民の自主性を育む地域づくり

助言者 中田 實氏  
(名古屋大学名誉教授)

#### 1. 助言者の問題提起

(中田實・名古屋大学名誉教授)

町内会・自治会は全国的には保守的だという見方があるが、保守的な町内会・自治会と革新的・民主的な町内会・自治会はどのように異なるのであろうか、その線引きは非常に難しいところである。その一方で地域活動の弱体化は構造的な問題であり、高齢化が進行していくと今後ますます厳しくなっていく。社会での暮らしの厳しさが地域に影響を与えている。

自治会に今後すべきことを聞くと、つながりや福祉と回答することも多い。これまで世

帯の中のことは世帯で解決するというのが基本だったが、現在では様々な取り組みが始まっている。

## 2. 「どうすれば広報活動が進むか」

(浅井正明・名古屋市天白区 平針南学区自治会副会長)

副会長として「平針ニュース」の発行を行っている。これまで通算で488号のニュースを発行した。最初は手応えがなかったが、名古屋市の地域委員会モデル地区として活動する過程で、自治会未加入世帯にも広報を積極的に行った。最近ではニュースに対する反応がある。若い世代に向けて学区のホームページも作っている。大変な仕事だとは感じるが、地域で活動する様々な人とコミュニケーションを取りながら進めている。今後の課題としては、住民からの広聴を推進することと、広報活動を組織的に展開していくことがある。

## 3. 「大羽根園自治会の運営と取り組み」

(羽間透・三重県菰野町 大羽根園自治会副会長)

現在の加入世帯数は969、加入人口は2634人で9割くらいの加入率である。大羽根園自治会では選挙管理委員会を作って、住民が投票をして決めている。会長は全地区で一人、副会長は6地区各一人。自治会長は菰野町「大羽根園区」の区長も兼ねる。副会長は各地区から選出されるが、専門部も兼ねる。組長は輪番制で担当している。運営については、役員が7つの専門部を分担して運営している。組長の役割も一覧にしたプリントがある。役員と組長には必要資料を綴ったファイルが渡されるため、誰が就任しても大丈夫のように仕組みが作られており、大羽根園自治会の運営はこの点で優れていると考えられる。

## 4. 議論とまとめ

議論においては、名古屋市瑞穂区住民の方から「中古マンションを購入して移り住んだが、すぐそばの土地で高層マンション建設の計画があり住民から反対が起こっている」という事例について報告があり、住民側としてどのような対応ができるかについて意見が出

された。また、津市で民生委員を務めていた方から「自分の地域は自分がリードしてきたが、他の地域では防災組織を作ろうとしても、なかなか乗ってこない」という報告があり、民生委員が地域でどのような役割を果たすことができるのかについても話し合われた。

最後に助言者から、地域の課題は何なのかをはっきりさせていくことが重要であるとまとめがあった。専門的に対処しなければならぬ課題が増えている中で、自治会ができることも限られているが、NPOや企業と地域が連携して問題解決するように行政も動き始めており、こうした動きにも注目していく必要があるだろう。(文責：木田)

## 分科会 4

### 『地域から求められる “教育”としての学校給食』

助言者 新村 洋史 氏  
(名古屋芸術大学名誉教授)

#### 1. 助言者等の問題提起(概要)

①全国的に民間委託を推進する行政当局は学校給食が「教育」であることをまったく理解しておらず「教育としての学校給食」の認識がない。

②「教育としての学校給食」は“子供のことを第一に考える”ことである。

③作り手である給食調理員は正規の職員でなければならない。

②③が全く理解されていないことに問題がある。

#### 2. 報告レポートの要旨

名古屋の学校給食民間委託化の進行経過の説明と豊橋市職労から活動報告と取組の説明があった。

(内容) 通常勤務の他新規業務の追加や改善、年中行事のなかの子供達、地域とのふれあい給食、防災訓練での炊き出しおにぎりの提供、

小学校へ訪問して包丁研ぎを実施する事での経費削減と技術向上。フードカルチャーinサマー（体験型イベント）などの紹介。

### 3. 分科会等での発言

・学校給食の民間委託が始まったのは何故か？  
又狙いは何か？

・1981年から国の行革、政策から本格化され福祉、医療、教育の国家財政をカット縮小するのに給食は狙われた。合理化され民間委託化、センター化されていく。

・憲法、教育基本法、学校教育法を受けて学校給食法があり給食における目的＝食育＝教育がある。食育は全教育活動の土台をなす教育である。

・作り手である調理員は学校運営における重要な職務であり、専門職である。アレルギーなど食に関する保護者の悩みや不安に相談にのれるように勉強していくことが必要。

・民間委託の問題点は正規職員だからやれること、委託との違いを明確にすることが大切。

・舞鶴市保護者アンケートの紹介があった。

・知る事、知ってもらう事の重要性、その為のPRの方法を工夫することが必要。

### 4. 分科会等での議論の概要

参加者全員にコメントしてもらった。  
用務員）中学校のスクールランチは正直不味くて食べられない。給食を食べる為に小学校に異動した。

環境）フェスティバル等でのアンケート調査などこれからも委託反対の輪を広げていきたい。

小学校・保育園の調理員）

・豊橋市職労さんの活動報告がとても参考になり私たちも見習いたい。良くする会の活動をしていくなかで私たちのめざすところはどこで何をしたいのか？その為に保護者にどんな風に伝えていくのか、これらの課題です。

・栄養士、校長、調理員のそれぞれの立場を思いやり、連携してやっていることが委託になるとどうなるの・・・？ 子どもにしわ寄せがくる心配。何校か異動していくなか

かで思い出に残っているのは子供たちとのふれあいやクラスになじめない子どもとの交流が思い出である。それがあから今、自分がんばれています。各小学校で独自の完食キャンペーンや給食探検など工夫をこらしてやっているが、どの子の顔も、生き生きしていることが嬉しい。子どもから元気をもらっている。

皆さんから出されたコメントをまとめると自校、センターどちらも子どもたちのふれあいを大切にしている。そこから心に残る事、仕事の喜びを皆さん感じている事がわかります。

### 5. 分科会でのまとめ

保護者は意外と給食の作り手が市の職員であることを知らない人が多い。知ってもらう大切さを感じた。又、伝え方の工夫が必要で、今後ますます教育現場も食育に率先して力を注いでいかないと学校現場も難しくなるのではないかと思う。給食がどんな風に作られていくのかPRすることが大切だと改めて皆さん感じてもらえたと思います。

### 6 反省

・同じ現場のチームとして働く栄養士（教諭）教師、又は保護者などの参加があればそれぞれの立場からお話が聞けるのもっと良かったと思う。現在の学校現場の在り方（考え方）とそれぞれの立場での本音を聞くことで問題点と今後の活動の仕方などが見えたのかもしれない。多くの方に参加してもらう為には声掛けの工夫など今後の課題です。

・今回分科会の部屋が20人位と予想しておりましたが全体で25人が参加。狭すぎたと思います。もう少しゆとりを持ち、後から見える方もスムーズに座れて会の流れを止めず、発言者の方の邪魔にならないようにしたかったと思いました。

名古屋の学校給食をより良くする会では、新村先生からお話を聞くようになり、給食が日本国憲法の中の教育基本法の中にちゃんと位置付けられている事、時の流れとともに学校教育法→学校給食法と段々自分たちの身近

に位置づけられるようになった事を知りました。

その中には福祉機能+教育機能の全てがあり、学校給食の目的が先生のおっしゃる広大無限である事を今日のお話でまなびました。参加者の職場が小学校、保育園での調理員、又はセンター給食での作り手であったり、用務員さんや本部の方など職種はさまざまでしたが給食といえばほとんどの方に思い出やエピソードがあります。

そんな奥の深い給食=食育(教育)の根元的な事について、役人始め、議員さん、教職員でさえ知らないという事は残念でなりません。ただ法律通り、衛生管理基準通りならだれが作っても同じ、コストを押さえる為安かろう、悪かろう、関係なしで合理的な事が優先されてしまう事が怖い事なんだとつくづく感じました。

私が新人の頃、先輩がよく「自分の子どもに食べさせるように仕事をしなさい」「自分がお店のオーナーになった気持ちで仕事をしなさい」と言われていた事を先生のお話を聞いて思い出しました。食べるという事は心なんです。教育としての学校給食は何が大切か?作り手とそれを食べる子供との関係がどれだけ深くあるか!給食を作る時に子どもの事を一番に考えているか!、この二つです!。この単純明快な事が何でわからないのか!。と先生の魂からの訴えを聞き、改めて私は良き先輩に指導されていたんだと思いました。なかなか厳しい方でしたが、私がこうして調理員として続けられているのは先輩方のおかげです。又、豊橋市職労さんの活動報告にもありましたが、見える調理、見える調理員をもっとはっきりさせないといけない事、保護者の中には作り手がどなん(市の職員)であるか知らない人が多いので素性を知ってもらう事、保護者のなかには、給食さえ提供してくれるなら作り手は市の職員でも民間委託でもどちらでもいいわ!、と言われる方が意外に多い事を聞きますが、その違いが将来的にコスト面の問題だけでなく、物資の安全面や食

育全般に渡り子供へどのような形でしわ寄せがいくのかを説明できるようになる事。子供の家庭環境が多様化しており近所との付き合いも希薄になっている時代だからこそ、私たち調理員が教職員と共同しあって先生でもない親でもない母親的役割に近い存在である事が重要なんだと思いました。



## ★東海ローカルネットワーク

### 【愛知】

#### ○千種に15万冊規模の図書館新設 名古屋시가再編構想

名古屋市教委は、市立図書館の再編を目的とした「なごやアクティブ・ライブラリー構想」案を示した。現行施設を活用する一方で、10年以内に千種区内で蔵書15万冊規模の図書館を新設する考えを明らかにしている。設置場所は星ヶ丘を候補に検討を進める。構想案は新たな需要の取り込みと、人口減少社会に対応した施設の効率化を目的に作成。2050年度までの市立図書館整備の在り方を示している。それによると、鶴舞中央図書館周辺の中区、昭和区を除いた14区を5ブロックに分類。各ブロックで一カ所ずつ、蔵書15万冊を置いた上で郷土資料なども収集する施設を設置する方針。この5施設は、現在の直営方式を維持する。それ以外はゆったりとした空間を備えた「5万～7万冊」のタイプと、駅周辺など交通の便の良い場所に位置する「一万冊」の施設に再編する。指定管理者制度など民間活力の導入も進める。現在は鶴舞を除き、すべて7万～10万冊規模という。老朽化施設の目立つ北東部を優先させるため、千種区での整備を先行。同じブロックにある守山、名東図書館も民間施設内に移転するといった手法を検討すると定めた。(2017年7月27日中日新聞愛知版)

#### ○林業の現場に初の女性職員／設楽森林組合

設楽森林組合(設楽町小松)に、初の女性現場職員が誕生した。名古屋市出身の山田祐佳さん(32)。先輩職員と山に入り、チェーンソーで大木を伐採している。高齢化が進み、人手不足が深刻な山仕事の世界。「女性進出のきっかけになってくれれば」と組合幹部は期待を寄せる。山田さんは今春、設楽町津具の空き家に移住。4月から設楽森林組合で臨時職員として作業の基礎を学び、7月1日付で正規の現場技能者となった。「正職員になるには通常半年かかる。努力の成果ですね」と村松幹彦組合長(72)は話す。名古屋市守山区で生まれ育ち、大学を卒業後、富山市内の生花店で働いた。「同僚の女性が地元の森林組合に転職したんです。仕事の話を知った時に、『楽しそうだな』『私もやってみたいなあ』と思うようになりました」。▽現場で指導に当たる中村聡志さん(40)もIターン者だ。8年前、千葉県木更津市からやって来た。「ひたむきですね。素直だから覚えるのが速い。私の駆け出し時代とは大違いです」と笑う。(2017年7月21日中日新聞愛知版)

#### ○商店街 空き地に「農園」／名古屋円頓寺

名古屋西区の円頓寺本町商店街に、3年間限定の手作り「農園」が生まれた。空き地を利用して野菜や花を育てつつ、人々の憩いの場となるよう願いを込め

てつくられた。26日から始まる「円頓寺七夕まつり」でお披露目される。商店街の老舗写真店の向かいに出来た「まちなか農園えんどうじ」。約130平方メートルの敷地内には、大きな植木鉢の中にミニトマトやバジル、きゅうりといった野菜のほか、ハイビスカスの仲間のタイタンビカスがピンクの大輪の花を咲かせていた。小さな池もあり、メダカが泳いでいた。元々はたばこ店があった場所だった。昨年、店の経営者が亡くなり、更地になったところを、近所に住む平野時子さん(59)が買い取った。「いつかこの空き地に店ができるまで3年間限定で、みんなが集う場所をつくりたい」。(2017年7月26日朝日新聞愛知版)

#### ○「酪農女子」に憧れて

##### 県立農業大(岡崎市)で専攻者急増

県立農業大学校(岡崎市)で、酪農家を目指す女子学生が増えている。乳牛や肉牛の管理技術を学ぶ酪農専攻の1、2年生29人のうち、女子は約7割の20人。ほとんどが農家以外の家庭出身だ。入学の動機や将来の夢はさまざまだが、「酪農女子」の卵たちは大好きな動物と共生する酪農にやりがいを見いだそうとしている。同校は2年制で、農学科には作物や果樹、養豚・養鶏など8専攻がある。酪農専攻の女子学生は2012年度が10人中3人、13年度が10人中4人だったが、14年度には10人中6人と男子を逆転。15年度は14人中8人、さらに16年度は15人中12人と急増した。今年度も14人中8人を占める。(2017年7月26日朝日新聞愛知版)

### 【岐阜】

#### ○高山ラーメン、オレたちが守る

##### 老舗5店が伝承会結成

高山市内で中華そば(高山ラーメン)を提供する老舗5店が、製法や文化を守り継ぐと「飛騨高山中華そば伝承会」を立ち上げた。高山市役所で18日、各店の代表者が会見し、思いを語った。まさご(有楽町)、豆天狗(八軒町二)、桔梗屋(本町三)、つづみ(朝日町)、宮川中華(下岡本町)の五店。麺やスープ、だしの作り方などの定義を確立し、昔ながらの中華そばを受け継いでいく。同会によると、十五年前には約五十軒あった中華そば店は、後継者不足などを理由に十軒程度までに減った。伝統が絶えてしまうという共通の危機感から各店主らが集まり、味や作り方を継承していくことにした。同会は今後、中華そばを提供する店や歴史などを盛り込んだマップを作製する。20日から1カ月間、飛騨信用組合(高山市)が運営するクラウドファンディング「FAAVO飛騨・高山」を活用し、60万円の資金を集める。会員たちは「高山に来たら必ず食べたいというブランドを作りたい」と話

した。(2017年7月19日中日新聞岐阜版)

### ○政活費で観光地など11回訪問／岐阜市議

岐阜市議会の丸山慎一議員(65)が2016年度、政務活動費を使い「視察・調査」名目で少なくとも11回、県外の観光地や都市を訪れていたことが分かった。視察先では調査のために市や観光協会のほか、施設責任者らに正式な面会もしておらず、識者からは「市民の理解を得られているか」と疑問の声が挙がっている。政活費収支報告書によると、丸山議員は11回で、交通費や宿泊費として計12万円超を政活費で支出した。京都は3回訪問。昨年11月の場合、京都市で南禅寺や八坂神社を視察し「紅葉時期になぜこれほどの観光客が押し寄せるのか研究した」。今年3月には大阪市の商業施設「あべのハルカス」を「視察研究」している。市に提出が必要な報告書には、1泊2日で訪れた浜松市の中心市街地の視察について具体的な視察先の記述は一切なく、ホテルの領収書が貼られていただけだった。杉原千畝氏を顕彰する福井県敦賀市の施設の視察では、交通費の領収書だけで入場券の半券などは貼られていない。丸山氏は本紙の取材に「岐阜に生かすための研究。旅行をしたわけではない」と説明した。(2017年7月5日中日新聞岐阜版)

### ○教育長に実態報告されず

#### 過労自殺「お粗末な対応だった」／岐阜県

郡上特別支援学校の男性講師＝当時(24)が2013年に過労自殺した問題で、男性の過酷な勤務実態が、松川礼子県教育長に当時、報告されていなかったことが分かった。松川教育長は30日の県議会一般質問の答弁で「今年3月の公務災害認定の直前に問題点を知らされ、重大性を認識したお粗末な対応だった」と組織的な不手際を認め、陳謝した。男性は採用2年目の13年5月、上司に激しく叱責され、4日後に関市内で飛び降り自殺しているのが見つかった。遺族が16年、公務災害認定を請求し「量的質的に過重業務で、上司の態度や言い方は嫌悪感や恐怖感を感じさせる」として今年3月、認められた。遺族は自殺2カ月後に県教委教職員課の担当者に「過重労働とパワハラ」が自殺原因と指摘していることが、本紙が入手した面談記録から分かっている。県教委によると、発生直後に自殺の一報は松川教育長に伝わったが、その背景にあった過労や上司との関係の情報は課内にとどまっていた。(2017年7月1日中日新聞岐阜版)

## 【三重】

### ○事業急ぐ市長に異論噴出

#### 亀山市の駅前再開発

亀山市が進めるJR亀山駅周辺の再開発事業を巡り、異論が噴出している。情報開示が少ないことや、桜井義之市長が打ち出した駅前への図書館移転が批判的になっている。住民不在で議論が進む再開発事

業の行方はどうなるのか。亀山駅前を歩くと、廃業した旅館や店舗が目立つ。2015年度の県の統計によると、駅乗客数は1日2000人余り。昼間の人通りはまばらだ。市の計画では駅北側の約4.2ヘクタールを四区画に分け、地権者らでつくる再開発組合が、マンションや公共施設、商業施設が入る複合ビルを建設する。市は本年度、ビル基本設計費など約2億4900万円の予算を計上した。▽そもそも再開発によるプラス効果を疑問視する声もある。市の人口や商業施設は鈴鹿市に接する北東部に集中し、亀山駅のエリアは外れている。駅前の飲食店をよく利用する北東部の男性(59)は「商業施設を入れるにしても、これだけ寂れてしまっただけでは立て直せない。景気の良い時代ならともかく、今さら遅い。時代じゃない」と話す。(2017年7月10日中日新聞三重版)

### ○空き店舗使った起業を支援

#### 紀宝町などが募集

紀宝町と同町商工会は、町中心部のJR鶴殿駅周辺の空き店舗を使った起業家を今月末まで募っている。店舗改修費や家賃の補助など町独自の支援をする。対象店舗は、町の空き店舗台帳リストに登録された元中華料理店や花屋など7店(6月30日現在)。戸建てが2軒、マンションやビジネスホテルの1階が5軒。広さは30～70平方メートル。いずれも賃貸できる。支援の内容は、店舗改修費の2分の1(30万円以内)と月額家賃の3分の2(3万円以内)最長1年間。無料で専門家の経営相談を受けることもできる。金融・保険業や興業・娯楽業などは対象外。(2017年7月16日朝日新聞三重版)

### ○森林税、費用対効果を疑問視

#### 評価委が意見交換／三重県

県が徴収する「みえ森と緑の県民税」(森林税)の評価委員会(委員長・松村直人三重大院生物資源学研究所教授、10人)は10日、津市桜橋二丁目の県教育文化会館で本年度の初会合を開き、平成28年度中に県が支出した森林税の用途について意見交換した。定員割れの林業体験イベントや市民宅の庭にあるマツの伐採などが議題となった。委員からは森林税を使った事業の一部に対し、費用対効果や公平性を疑問視する声が上がった。県は荒廃した森林による災害を防ぐことなどを目的に、平成26年度から県民一人当たり年間千円の森林税を徴収している。28年度は16市町の47カ所で間伐や土砂の撤去などを実施したほか、県内の全市町に計約3億6000万円を交付した。委員らは、市町が28年度中に実施した事業を事前に調査した上で、この日の会合で議論の対象とする事業を抽出。少なくとも一人の委員が、四段階のうちで最も低い評価を付けた事業や、委員会としての評価に検討を要する事業について意見を出し合った。(2017年7月11日伊勢新聞)

## ●研究会報告

### 第11回都市再生プラン研究会報告

7月30日(日)午後1時30分からイーブルなごや第2研修室で開催しました、参加者は10名でした。その内容は次の通りです。

#### 研究報告(1)

#### 尾州産地における毛織物業者の現状と今後の課題について

報告者:大澤圭吾(名城大学経済学研究科  
修士課程)

#### 1. 尾州産地の現状

尾州産地は日本最大の毛織物産地である。その範囲は愛知県の一宮市、稲沢市、津島市、愛西市、江南市、名古屋及び岐阜県羽島市、各務原市の周辺をさす(毛工連の定義)。尾州産地は製造品出荷額において全国の8割弱の毛織物を生産。毛織物工業の全国組合は一宮市にある。この地域には豊富でかつ良質な木曾川の水資源がある。一宮市(旧尾西市、旧木曾川町含む)の織物業事業所数の推移は1986年:3,828⇒2014年:551(約86%減少)、一宮市の織物業従業者数の推移は1986年:14,967人⇒2014年:2,309人(約85%減)、一宮市の繊維工業製造品出荷額の推移は1986年:約400億円⇒2014年:約900億円(約77%減)である。尾西毛工管内の織機台数の推移は1986年:約12,600台⇒2010年:約3,500台(約72%減)である。バブル崩壊以降減少し、2000年代に入り海外生産の本格化とともに急激に減少する。尾州産地の生産工程は複雑である。簡単にまとめると、紡績⇒糸染色・撚糸⇒準備⇒織布⇒修整⇒生地染色整理⇒縫製となる。この中でも、織物業者が事業所の約3割を占める(2014年)。また、修整は尾州産地の特徴的な工程である。織物業を機屋(ハタヤ)と呼ぶがその中でも親機(オヤバ

タ)と子機(コバタ)に分かれる。9割以上が小零細企業・経営である。親機は90社ほどである(うち10社ほどしか生産設備を持っていない)。糸染めから生地の出荷までの生産工程を調整する機屋である。基本的には0~20人ぐらいの従業員を雇用している。子機は50社ほど。親機などから支給された糸を用いて、指示書に沿って生地を織る機屋である。生産の8割を担う。ほとんどが織機4台前後(2010年:尾西毛工管内の織物業者のうち約90%が織機0~10台、約70%が織機0~5台)を保有し、ほとんどが夫婦か親子2人で営んでいる零細経営である。使用している織機の半分以上は「ションヘル織機」(普通織機:シャトル織機)。経営者のほとんどが60歳代から70歳代で後継者はほぼいない。織物の見本を専門に織っているところも多いがそのほとんどはションヘル織機で織っている。

#### 2. 最近、尾州産地において様々な変化が起きている

一つはションヘル織機の見直しである。そのきっかけは、2009年のジェトロの商談会において海外の高級ブランドのバイヤーが注目したのである。ションヘル織機によって織られた生地は「風合い」が良いというのである。素材独特の柔らかさや特徴を生かしていることによる。そのションヘル織機にしかできないものづくりをするテキスタイルデザイナーも生まれている。ションヘル織機の使用は高級服地や特殊な糸を使用する生地など、EXビキューナなども織ることができる。これまでの日本の織機の発展は生産性ばかりを追求したものであった。ションヘル織機に代わるような質を追求した織機は出てきていない。

二つ目には海外生産における機屋の役割が縮小していることがあげられる。1990年代半ばあたりから商社主導で機屋による毛織物生産の海外(中国)移転開始。2000年代になってから本格化した。目的はコストの低さ、生産場所の確保、生産速度であった。海外生産

による生地の主な販売先は一定の量が発注でき、中国の商慣行に合わせた支払いができる場所である。しかし、尾州の機屋が生地を売っていた問屋などの売り先が自ら海外生産を開始したため、問屋等自身が管理ノウハウを蓄積し、これまでは機屋が中国の協力工場の生産を管理していたのだが、その必要性が無くなり、機屋による海外生産の役割はすくなくなるといえる。

三つ目には流通構造・商習慣が変化したことである。すなわち、アパレルとの直接取引が増加したのである。海外生産の進展やリーマンショックをきっかけに、「問屋」からの発注が減少し、「問屋の機能」が急激に失われ始めている。ここでの「問屋の機能」とは見込み発注や在庫の備蓄、金融（生地が売れるまでの資金負担）などである。見込み発注は、ロットがまとまる場合は中国生産になる、問屋自身のリスク負担能力の低下などの理由から減少した。したがって、従来の「問屋商売」の構造が崩壊し、新興のデザイナーアパレルとの直接取引が増加したのである。

### 3. 尾州毛織物業者には子機の過酷な労働実態がある

一日15時間以上の労働、工賃は月20万円から30万円。儲かる時でも月40万円。生産者のほとんどは60歳～70歳。自分で織った生地の出来上がりを見ることも着ることもない。自分のせいでもない生地の傷などの責任を取らされるのである。

ションヘル織機及び国内メーカーの革新織機ではメーカーからの部品供給はほとんど無い平成20～21年に平岩式織機の部品供給終了)。現在の部品供給は解体される織機から外して使用あるいは機料屋から部品を購入するが、持続可能なものではない。機料屋の部品など、価格は昔の2倍から3倍以上に。しかし、部品の価格上昇は工賃には反映されず負担は子機へくる。

### 4. 今後の課題

海外生産における機屋の役割は縮小している。他方で、国内の新興アパレルとのつなが

りも増えており、高度なものづくりが求められてもいる。尾州産地のものづくりはそれに対応できるだけの技術の蓄積と生産基盤がある。それを最大限に活かして職人・生産者の持続的な生産活動を保証していく必要がある。

### 議論

- ・報告の中に毛織産業の維持可能な社会づくりの方向がみえる。
- ・この方向を誰が牽引するのか。多様な目をもって臨む必要がある。

### 研究報告(2)

#### 飛騨高山の個性と交流を通じた地域づくり

報告者: 富樫幸一(岐阜大学)

#### 1. 飛騨を考える

歴史的な都市や農村を受け継ぐとともに、新しい文化の革新の受け入れにも前向きな「高山」「飛騨」らしい個性を活かして、東海地方や全国、さらには海外との交流を深めていく、これからの地域づくりを考えてみる。

#### 2. 飛騨・高山でこれまで関わってきた調査

- 1992：飛騨地域活性化の方向と課題―観光リゾート開発を中心に（岐阜県シンクタンク）。
- 2002-3：河合宮川地域振興計画策定調査―「在るもの」からはじまる、人と人、人と環境の価値連鎖（中部産業活性化センター）。
- 2004：高山都市雇用圏―都市型産業対策推進調査報告書（経済産業省地域経済産業グループ・日本立地センター）。
- 2007：高山市高根町の小中学校廃校と合併―子どもたちと地域づくり（自治研ぎふ82号）。

#### 3. 個性と交流を通じた地域づくり

高山盆地・北アルプス・白山は閉ざされた空間「山のむこうの町」（暮らしの手帖72号1963）と紹介されている。歴史的な交流が信州とは筑摩県、野麦峠で、越前とは大野市と富山とは越中街道で、飛騨街道では関や岐阜市とおこなわれてきた。観光地としての高山、奥飛騨温泉郷、白川郷がディスカバー・ジャパン、リゾート開発、グリーン・ツーリズムに成功し、ブランド力も高い。

それでも、合併後の高山市は人口減少の中



にある。2010-15の増減率は△3.8%である。旧高山市でも△2.6%となる。周縁部の小規模村はさらに減少率が高い。周縁部は旧高山へ、旧高山は東海・関西へ職を求めて転出する。最近ではIターンもある。Uターンは女性が多い。地域経済循環の特徴を見ると、公共工事の減少で建設業の従業者が一番多く減少し、その次に減少しているのが製造業であること、一方で、高山市の観光客数は急増し、観光関連の業種である飲食店、宿泊、飲食料品小売業、食料品製造業が主要産業となっていること、高齢化を反映して医療業、社会保険・社会福祉・介護事業も多くなっていることなどがわかる。また、野菜や飛騨牛の生産農家では高所得を挙げていあげているところもあることや飛騨家具は全国に出荷していることも特徴といえる。

#### 4. 歴史的な革新の積み重ねが伝統

##### 伝統からまた新たな革新に

高山には古くから国分寺や国分尼寺がつくられ、町づくりには歴史の重みがある。16世紀には町づくりの名人である金森長近の入国により、新たな城下町が形成される。江戸時代には天領として歴史が加わり町域も人口も増加した。現

在では、観光客の呼び込みがステップアップ。ディスカバー・ジャパン、ワイドビューひだ、NHKさくら放映により観光客数は増加を続けている。その特徴はリピーターの多さである。かつてのアンノン族は、熟成世代に入るが、その層の心をしっかりとつかまえている。

#### 5. 個人的に好きな飛騨高山を紹介

##### 吉島家住宅と篠田桃紅作品

高山の吉島家住宅は明治40年に建築されたもので、国の重要文化財に指定されている。日下部家が男性的な建物に対し、この吉島家は建物のすみずみまで神経のゆきとどいた、繊細さと女性的な美しさのある建物といわれている。そこには篠田桃紅の作品が飾られている。篠田桃紅は1913年生まれの104歳。桃紅の作品についてピアニストのビル・エバンスは「即興とは、日本の書道のようにアイデアを直接、手に伝える」と書いている。それは、「都市や地域の発展はimprovisation」と述べるジェイン・ジェイコブズを思い起こさせる。

##### 飛騨高山美術館

ここにはアールヌーボーやオルゴールが展示されているが、高山にあって違和感がない。元々アールヌーボーはジャポニズムだからであろうか。(文責：中川博一)

### 地方自治のしくみと政策を学ぶ自治体研究社の書籍

★申込みはTEL又はFAXで東海自治体問題研究所へ（当会員は1割引き、郵送料は無料）

#### 地方自治法への招待

明日に向かう地方自治法と対話しよう！

白藤 博行(著)

1,620円(税込)

発行年月日

2017/07/25



##### 書籍の内容

辺野古訴訟や国立景観訴訟

など、具体的な事例に即して、地方自治法が憲法の保障する民主主義への道のひとつであり、基本的人権を具体化する法律であることを明らかにする。近くの人権だけでなく、遠くの人権保障へのまなざしを忘れず、憲法で地方自治法を、地方自治法で憲法を考える。

#### 人口減少と大規模開発

コンパクトとインバウンドの暴走

中山 徹(著)

1,296円(税込)

発行年月日

2017/07/20



##### 書籍の内容

国家戦略特区を初めと

した新たな公共事業政策、リニア中央新幹線、長崎・北陸新幹線の沿線整備、MICEによる国際会議・展示会の誘致、立地適正化計画による都心開発など、大規模開発計画が乱立している。この現状をつぶさに分析して、人口減少時代にふさわしいまちづくりとは何かを考察する。

## ●行事案内

### ◆現地に学ぶシリーズ

高山市の「まちづくり協議会」との懇談  
 日時：8月26日(土)・27日(日)  
 集合時間：8月26日午後1時  
 集合場所：高山駅改札口付近集合  
 宿泊場所：七峰館(高山市高根)  
 参加費：13,000円(宿泊費を含む。)

### ◆第12回都市再生プラン研究会

日時：9月3日(日)午後1時30分から  
 会場：イーブルなごや・大会議室  
 (名古屋市女性会館)

#### 輪読会：

ジェイコブス著“発展する地域衰退する地域  
 一地域が自立するための経済学”の第4章「供給地域」から第9章「取り残された地域」まで

報告者：牧野幸雄(元大阪府職員)  
 中川博一(元一宮市職員)

### ◆第11回地方自治研究会

日時：2017年9月30日(土)14時～17時  
 会場：名城大学ナゴヤドーム前キャンパス  
 DW302演習室(西館3階)

(代表：052-832-1151)

\*名古屋市営地下鉄・名城線「名古屋ドーム前矢田駅」2番出口

テーマ：日進市スマートインター・道の駅事業と  
 市民参加(仮題)について

報告：片岡拓一さん(日進市市民参加の会)  
 庄村先生(名城大学)

\*今回は、日進市の「市民参加条例制定の経緯」や  
 市民参加の会の活動、さらにスマートインター・道の  
 駅事業の概要と「市民参加」の状況などを通して  
 地方自治法と「市民参加」について考えます。

(研究会にはどなたでも参加できます)

2017年東海自治体問題研究所第45回会員総会  
 10月20日(金)午後6時30分  
 名古屋北生涯学習センター視聴覚室

## 第23回社会福祉研究交流集会in東海

全体会 26日(土) 13:30～17:00

#### ■オープニング

文化行事・実行委員長あいさつ 懇親会

★問題提起「福祉職場のこれからの考える～「我が  
 事、丸ごと」戦略を知る～」

#### ★トークセッション

～会場のみなさんとともに～

#### ■懇親会 17:30～

分科会・講座等 27日(日) 9:30～15:30

[1] 貧困をもたらしたものの、自助という名の自己責任？

～もう一度確認しよう、権利としての社会保障を！

[2] 一億総活躍社会の裏側で！

～天秤のうへの利用者の生活と福祉労働～

[3] 社会福祉法人改革を迎え撃つ

これが「権利としての社会福祉！」だ

[4] 「若手職員ワールドカフェ☆

～明日も元気になれる～」

[5] 基礎講座

誇りを持って働くプロの福祉労働者になるために

[6] 福祉のひろば企画 ひろばセミナー

人とつながり、楽になる

そして一歩前へ

～福祉職場の原点、未来の視点から～

日程：8月26日(土)・27日(日)

会場：名古屋市立大学

滝子(★たきこ)キャンパス

<交通>

名古屋市営地下鉄桜通線

「桜山」駅下車5番出口から徒歩12分

【参加費】 一般・大学院生 5,000円  
 学部生・障がい者 3,000円

主催：第23回社会福祉研究交流集会実  
 行委員会・総合社会福祉研究所

◆申込・問合せ 総合社会福祉研究所  
 TEL 06-6779-4894  
 FAX 06-6779-4895  
 E-mail:mail@sosyaken.jp